

別紙様式第12号(第126条第1項関係)

20 cm 以上	← 29.7cm以上 →
	農 林 中 央 金 庫 代 理 業 者 許 可 票
	農 林 中 央 金 庫 代 理 業
	許 可 番 号 金 融 庁 長 官 () 第 号
	農 林 水 産 大 臣 () 第 号
	(農林中央金庫代理業者の商号、名称又は氏名)
	(農林中央金庫の名称)

(記載上の注意)

- 1 「農林中央金庫の名称」には、農林中央金庫と記載すること。
- 2 法第95条の3第1項に規定する銀行等が農林中央金庫代理業を営む場合にあつては、許可番号に代えて、同項の規定により農林中央金庫代理業を営む者である旨を表示すること。
- 3 銀行法等の一部を改正する法律(平成17年法律第106号。以下「改正法」という。)附則第24条第1項の規定により改正法の施行日から起算して三月間、法第95条の2第1項の許可を受けず農林中央金庫代理業を営むことができる者にあつては、「農林中央金庫代理業者許可票」の文字を削り、許可番号に代えて、改正法附則第24条第1項の規定により法第95条の2第1項の許可を受けず農林中央金庫代理業を営む者である旨を表示すること。